

二十三年法律第二百四十二号)」を削る。

第二百十一条の三十三中「第五十三条の十」の下に「、第五十三条の十一」を加える。

第二百十二条第二項第一号イ及びロ中「及び第二百十二条の五第二項第一号」を「、第二百十二条の五第二項第一号及び第二百三十四条第一項第十八号」に改める。

第二百三十四条第一項第十三号中「令第三十九条に定める金融機関(同条第五号に掲げるものを除く。

のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条、令第三十九条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の五、令第三十九条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条において準用する場合を含む。))に規定する特定関係者」を「銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項

において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十一条の二第二項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の四各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^大農林水産省^蔵令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第六条第一項第一号に規定する者」に改め、同項に次の二号を加える。

十八 保険会社（外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。）、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業等において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための

措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業等及び銀行代理業等に付随する業務に利用しないことを確保するための措置

十九 保険会社、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分、当該銀行代理業者等の内部規則その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所を含むものに限る。）として行われている場合にあつては当該単位）ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置するために必要かつ適切な措置を怠ること。

第二百三十四条第六項を同条第八項とし、同条第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査

役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、前項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人若しくは少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十二号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三

第三項に規定する所屬労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する所屬組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。以下この条において同じ。」と読み替えるものとする。

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除く。）（長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。））、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。））、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。））、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。））、農林中央金庫法施行令第六条第一項第二号から第四号まで（第

二号にあつては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理又は媒介し、又は当該代理又は媒介を約していること」と読み替えるものとする。

別紙様式第十二号目次第13を削り、同様式第13を削る。

別紙様式第十二号の二目次第13を削り、同様式第13を削る。

別紙様式第十五号目次第8を削り、同様式第8を削る。

別紙様式第十五号の二目次第8を削り、同様式第8を削る。

（証券会社に関する内閣府令の一部改正）

第十二条 証券会社に関する内閣府令（平成十年 総理府 令第三十二号）の一部を次のように改正する。
大蔵省

第二十五条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 金融機関代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）

（金融機関の証券業務に関する内閣府令の一部改正）

第十三条 金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年 総理府 令第三十五号）の一部を次のように改

正する。

第二十七条第四号中「以下同じ。」の下に「又は金融機関代理業務（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十六号に規定する金融機関代理業務をいう。以下同じ。）」を、「組織に限る」の下に「。次条第四号において同じ」を加え、「第十二条第一項第一号」を「第十条第十六号」に改め、「有価証券をいう。以下この号」の下に「及び次条」を、「非公開融資等情報（融資業務）」の下に「若しくは金融機関代理業務」を、「取得又は融資業務」の下に「若しくは金融機関代理業務」を加え、「当該非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。」。ただし、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。」を、「非公開融資等情報（法人関係情報を除く。次条第四号イにおいて同じ。）の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。」に改める。

第二十七条の二第一号中「信用」を「資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用」に改め、同条第二号中「（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第四号中「非公開融資等情報を融資業務」の下に「若しくは金融機関代理業務」を、「受領し、又は融資業務」の下に「若しくは金融機関代理業務」を加え、「。ただし、次に掲げる場合及び証券仲介業務を実施する組織（融資業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く」を「次に掲げる場合を除く。」に改め、同号イ中「（法人関係情報を除く。）」を削り、同号ロ中「融資業務」の下に「若しくは金融機関代理業務」を加え、同号に次のように加える。

ハ 非公開融資等情報を証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合

合
第二十七条の二中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 金融機関代理業務に従事する役員又は使用人が、職務上知り得た公表されていない情報であつて有

価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為

第二十七条の四第一項第四号中「第二十七条第十五号イ又はロに掲げる情報を提供する場合」の下に「親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）若しくは子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）である所属金融機関（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号に規定する所属金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、第七項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合」を加え、「その親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）又は子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）を「その親銀行等又は子銀行等」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項第四号の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げるものとする。

一 登録金融機関が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係

る情報

二 登録金融機関が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 登録金融機関が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために所属金融機関に対し提供する必要があると認められる情報

四 登録金融機関が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、登録金融機関が法令を遵守するため、当該所属金融機関に提供する必要があると認められる情報

(外国証券業者に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 外国証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

大蔵省

第二十四条第二十項中「第十条」を「第十条及び第十一条(第五号を除く。)」に、「証券会

社の行為規制等に関する内閣府令第十条」を「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条及び第十一条(第五号を除く。)」に改め、同条第二十六項中「内閣府令第十二条第一項第一号」との下に「同

条第十六号中「証券会社に関する内閣府令第二十五条第十八号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令第二十五条第十八号」と、「次条第十二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第三十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十一号第十二号」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第九号」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と、「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」とを加え、同条第三十項中「準用する証券会社に関する内閣府令」との下に、「同条第十一号中「法第二条第八項」とあるのは「証券取引法第二条第八項」と、「第四条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第二号」と、同条第十二号及び第十三号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」とを加える。

第二十五条第二項中「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第九号」と、「を削り、「内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」との下に「第七項第一号若しくは第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七項第一号若しくは第二号」とあるのは「外国証券取引法第七項第一号若しくは第二号」とを、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十條第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十條第十五号イからハまで」との下に「第七項第一号から第四号まで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七項第一号から第四号まで」とを、「証券取引法第四十五条」との下に「第七項中「第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号」と「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と」を加える。

(信用金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部改正)

第十五条 信用金庫法施行規則の一部を改正する命令(平成十年
大蔵省 総理府 令第四十一号)の一部を次のように
改正する。

附則第二条第八項を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令の一部改正)

第十六条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成十年
大蔵省 総理府 令第四十
二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項を削る。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次の
ように改正する。

第十四条第二号ホ中「法人関係情報をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第六十五条に次の一号を加える。

三 他の業務を営んでいる投資信託委託業者が他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して受託会社に指図すること。

第八十条第一項に次の一号を加える。

七 他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して投資信託財産の売買その他の取引を行うこと。

(証券仲介業者に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 証券仲介業者に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二十号中「証券会社に関する内閣府令(平成十年^{総理府}令第三十二号。以下「証券会

社府令」という。)」を「証券会社府令」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「(行為

規制等府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。)」を削り、同号を同項第二十二号とし、

同項第十八号中「並びに親法人等」を「親法人等」に、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭

和四十年大蔵省令第六十号。第十七号及び次条において「行為規制等府令」という。)」を「行為規制等

府令」に改め、「提供する場合」の下に「並びに親法人等若しくは子法人等である所属金融機関(行為規

制等府令第十二条第一項第七号に規定する所属金融機関をいう。以下同じ。)」の委託を受けて金融機関代

理業を行う場合であつて、第十一項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合」を加え、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十八 金融機関代理業（証券会社に関する内閣府令（平成十年 総理府 令第三十二号。以下「証券会社府 大蔵省 令」という。）第二十五条第十八号に規定する金融機関代理業をいう。以下同じ。）を営む場合にお

いて、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、法第二条第十一项各号に掲げる行為を行うこと（第二号に掲げる行為によつてするものを除く。）。

十九 金融機関代理業を営む場合において、証券仲介業に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が、有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。以下この号、第二十一号及び次条において「行為規制等府令」という。）第十条第十六号に規定する有価証券をいう。以下この号、第二十二号及び第十五条第十号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務（行為規制等府令第十条第十六号に規定する金融機関代理業務をいう。以下同じ。）に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその

顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券仲介業に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第十五条第十号において同じ。)を金融機関代理業務に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を除く。)

イ 非公開融資等情報(法人関係情報(行為規制等府令第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。))を除く。)の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合

ロ 証券仲介業に係る法令を遵守するために、金融機関代理業務に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

ハ 非公開融資等情報を証券仲介業を実施する組織(金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る

。第十五条第十号において同じ。）の業務を統括する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供する場合

二十 金融機関代理業を営む場合において、金融機関代理業務に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が、職務上知り得た公表されていない情報であつて有価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為

第十三条第二項中「前項第十五号」を「前項第二十一号」に改め、同条第四項中「第一項第十五号」を「第一項第二十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

11 第一項第十八号の親法人等若しくは子法人等である所属金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げるものとする。

一 証券仲介業者が親法人等又は子法人等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

二 証券仲介業者が親法人等又は子法人等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 証券仲介業者が親法人等又は子法人等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために所属金融機関に対し提供する必要があると認められる情報

四 証券仲介業者が親法人等又は子法人等である所属金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業に
より知り得た情報であつて、証券仲介業者が法令を遵守するため、当該所属金融機関に提供する必要
があるとして認められる情報

第十五条第四号中「を除く。」の下に「若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十
五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五第三項に
規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項
に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）
第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第
八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第
九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十
二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第

九十三号) 第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所」を加え、同条に次の一号を加える。

十 証券仲介業を実施する組織の業務を統括する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得又は金融機関代理業務に従事する証券仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業の勧誘を行っている状況(当該統括する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を証券仲介業に従事する証券仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む。)

(信託業法施行規則の一部改正)

第十九条 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第四項中「代理店」を「金融機関代理業者(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所に改める。

第七十二条第二項第一号中「代理店」を「金融機関代理業者の営業所又は事務所」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二十条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」に改める。

別表第三協同組合による金融事業に関する法律の項中「第六条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第六条の二第三項」を「第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第三項」に改め、「第三十二条第一項」の下に「、第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」を加え、同表の信用銀行法の項中「第二十条、」を削り、「並びに第五十二条の二十九第一項」を「、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」に改め、「並びに同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」に改め、同表銀行法の項中「第二十条、」を削り、「並びに第五十

二条の二十九第一項」を「、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」に改める。

別表第四協同組合による金融事業に関する法律の項中「並びに第六条」を「、第六条」に改め、「第二十一条第一項及び第二項」の下に「並びに第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」を加え、同表信用金庫法の項中「第二十一条第一項及び第二項」の下に「並びに第八十九条第二項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」を加え、同表長期信用銀行法の項中「第二十条、」を削り、「並びに同法第五十二条の二十九第一項」を「、第五十二条の二十九第一項並びに同法第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」に改め、同表銀行法の項中「並びに第五十二条の二十九第一項」を「、第五十二条の二十九第一項並びに第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）」に改める。

（金融庁組織規則の一部改正）

第二十一条 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者

附 則

（施行期日）

第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定 公布の日

二 第三条中銀行法施行規則第十三条の五第四項の改正規定 平成十八年七月一日

三 第三条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニの改正規定、第十九条の三第一項第三号ハの改正規定、第十九条の五の改正規定、第三十四条の二十六第一項第四号ハの改正規定、第三十四条の二十

七の二の改正規定、第四条中長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第五号ニの改正規定、第十八条の三第一項第三号ハの改正規定、第十八条の五の改正規定、第二十五条の八の二第一項第四号ハの改正規定、第二十五条の八の四の改正規定、第五条中信用金庫法施行規則第二十条の二第一項第五号ニの改正規定、第二十条の三第三号ハの改正規定、第二十一条の改正規定、第十条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十二条の二第一項第五号ニの改正規定、第十二条の三第三号ハの改正規定並びに第十三条の改正規定 平成十九年三月三十一日

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 銀行法等の一部を改正する法律第一条の規定により改正後の銀行法第二十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第三条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ハ中「中間営業年度」とあるのは「中間営業年度」と読み替えるものとする。

2 第三条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、平成十八年四月一日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前

の例による。

(長期信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 銀行法等の一部を改正する法律第二条の規定により改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する改正後の銀行法第二十一条に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十九年三月三十一日に終了する営業年度に係るものについては、第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第三号ハ中「二中間営業年度」とあるのは「中間営業年度」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、平成十八年四月一日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、平成十八年四月一日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、平成十八年四月一日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。